

**出前講座をご利用ください**

「新しくスタートした自治基本条例の今を知りたい!」  
「自治基本条例ができて何が変わるの?」  
「私個人や地域(自治会)と自治基本条例ってどんな関わりがあるの?」

「下野市の会社に勤めているけれど、自治基本条例と会社の繋がりがどんなもの?」

自治基本条例をより身近なものとして感じてもらうために、市では啓発活動の一環として出前講座を行っています。

自治会や老人クラブ、子ども育成会などの地域の集まりごとや企業研修に向いて、自治基本条例について分かりやすくお話しします。皆さんの素朴な質問にもお答えします。

お気軽にご利用ください。



**自治基本条例の情報紙を発行します**

今後は、市民による情報紙編集委員が取材・編集を行い、市民の皆さんに自治基本条例に関する情報をお届けする予定です。

市民の視点で、市民の市民による市民のための情報紙を目指しています。

情報紙編集委員については、今後、市民の皆さんから募集しますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

**下野市自治基本条例の概要版を全世帯に配布します**

条例の概要について分かりやすくまとめた概要版を作成しました。後日、全世帯に配布します。

さらに条例の解説書(下野市自治基本条例逐条解説)と併せて市ホームページからご覧になります。

**問い合わせ先**

総合政策課

☎(40)55550



**26年度市民活動補助事業  
ただ今募集受付中!**

補助の条件を緩和し、活用しやすくなりました

市民活動団体等が、地域のため社会のために新たに行う活動に対して、経費の一部を補助します。

例えば、環境保全に関する活動、防犯活動、子育て支援、こどもの健全育成に関する活動などです。

公募型の補助制度で、審査会を経て採用された事業に対して補助金を交付します。

審査により事業が認められれば、平成26年度からの新規スタート事業については、最大5年間、補助が受けられます。

**補助事業応募方法**

申請に必要な書類をそろえて、4月25日(金)までに、総合政策課(国分寺庁舎2階)へ直接提出してください(郵送・ファックス・メール等は不可)。

提出書類等は、総合政策課、または市ホームページから入手できます。

**補助区分** 身近なこと、小さな事業から始められるように、全額補助のコースを新設しました。

補助区分	新規スタート		継続ステップアップ	
	トライコース	スタートコース	2～3年目	4～5年目
補助率	10分の10	4分の3	4分の3	2分の1
補助上限	5万円	10万円	30万円	30万円
交付回数	どちらかのコースを選択、1回限り		1事業につき最大4回まで	

**問い合わせ先**

総合政策課

☎(40)55550